

# 質 疑 ・ 回 答 書

令和6年1月19日

発注番号	05GAY-4	件 名	令和6年度広報ひらかた・枚方市議会報・ひらかた健康便利帳 配布業務委託
No.	質 疑 事 項	回 答	
1	弊社は現在、社員を雇用しておらず、業務責任者を代表取締役としたく、しかし代表取締役は他社も兼務しており健康保険証などは他社で加入しています。 責任者としてどのような資料が必要でしょうか？	「配置予定業務責任者の雇用関係を証明する書類」として、二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書又は履歴事項全部証明書をご提出ください。 なお、No.2の回答通り、本契約においては恒常的な第三者委託を認めません。仕様書をご確認の上、本業務の遂行に係る体制準備をお願いします。	
2	仕様書について  <基本事項> 3. 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、承諾する場合においても、恒常的な業務委託は認められず、やむを得ない状態における一部委託のみに限られる。  上記の部分ですが、発注者の承諾を受けた場合でも恒常的な業務委託は認められないのであれば、第三者委託は原則不可という解釈なのか。また、やむを得ない状態とはどのようなケースを想定しているのか。その場合の一部委託が可能な範囲をお教え下さい。	迅速な市民対応や配達精度を鑑み、原則第三者委託を認めません。但し、配達員の雇用が確保できなくなったことなどによって業務遂行に支障がでる恐れがある場合、受託事業者から本市にやむを得ない理由と対応策を説明の上、月単位で一部地域の再委託を認めることがあります。そういったことから、月ごとの業務量の過半数を超える再委託を認めることはありません。	

枚方市 総務部 契約課

TEL : 072-841-1345、 FAX : 072-841-2015

E-mail送付先 : keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)

keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)

keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)